



平成22年9月1日

各 位

会 社 名 沢 井 製 菓 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 澤 井 光 郎
(コード番号4555・東証第一部)
問 合 せ 先 取締役
コーポレート部門担当 尾鼻 康弘
(TEL. 06-6105-5823)

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成22年9月1日開催の取締役会において発行を決議いたしました2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	9,537 円
(参考)	
発行条件決定日（平成22年9月1日）における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における株価（終値）	8,440 円
ロ. アップ率 $\{(\text{転換価額})/(\text{株価(終値)})-1\} \times 100$	13.00 %

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考) 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 社 債 の 総 額 | 270億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額(30億円を上限とする。)合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2010年9月1日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2010年9月17日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2010年10月1日から2015年9月3日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。
但し、①繰上償還の場合(但し、②の場合を除く。)には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の場合には、償還請求書が主支払代理人の所定の事務所に提出された時まで、③買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また④期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、(x)2015年9月4日以降、及び(y)当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。 |
| (5) 償 還 期 限 | 2015年9月17日 |
| (6) 潜在株式による希薄化情報等 | 今回のファイナンスを実施することにより、2010年8月31日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は17.99%(幹事引受会社に付与された権利が全て行使された場合は19.99%)になる見込みです。
(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。なお、当社はストックオプションを発行しているため、直近の発行済株式総数は、2010年8月31日現在の数字である15,735,100株として計算しております。 |

※詳細は、平成22年9月1日付当社プレスリリース「2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。